相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡烏山町大字滝田九九五番地、最後の住所栃木県宇都宮市御幸本町四八七九番地三三本町ハイツ二〇一号

被相続人　亡　田中　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

栃木県宇都宮市鶴田三丁目一番一号　高木光春法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白土　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町福田口部九七番地、最後の住所埼玉県さいたま市緑区大字三室二一〇四番地一三

被相続人　亡　藤井　久紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一一―二松栄浦和ビル四階　新埼玉法律事務所

相続財産管理人　山本　美雪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市常盤町一二七番地一、最後の住所さいたま市桜区大字神田五一番地一エステートピアこうやまⅡ一〇二号

被相続人　亡　糸原　愼滋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

埼玉県久喜市久喜中央一丁目五番三〇号シンコービル二階弁護士法人かなえ法律事務所久喜事務所

相続財産管理人　弁護士　杉原　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市布佐三〇九四番地、最後の住所千葉県我孫子市布佐二九二七番地の一

被相続人　亡　竹井　德司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三宅　貞信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市日向町八四一番地一、最後の住所東京都青梅市河辺町八丁目一番地の四

被相続人　亡　野村　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目二六番、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目二六番一五―二〇四号エクレール吉祥寺

被相続人　亡　松岡　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区橋場二丁目三番地一八、最後の住所東京都台東区橋場二丁目一六番一五―八〇二号都営橋場二丁目アパート

被相続人　亡　冨山　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都中央区銀座二丁目一一番九号三和産工ビル三階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区市谷長延寺町六番地、最後の住所東京都西東京市柳沢四丁目一番三号泉寮

被相続人　亡　飯倉　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区湯島三丁目二二番地、最後の住所東京都文京区湯島三丁目二八番七号

被相続人　亡　鳥居　利彌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都中央区銀座二丁目一一番九号三和産工ビル三階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三島郡出雲崎町大字勝見八四三番地、最後の住所東京都三鷹市上連雀九丁目三五番五―二〇五号　被相続人　亡　伊藤　祥子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市国領町三丁目八番地一五、最後の住所東京都調布市国領町三丁目八番地一五都営調布くすのきアパート二―八一三号

被相続人　亡　稲葉　英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都国分寺市本町三丁目一〇番一七号田中ビル三階戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県潮来市辻一五四二番地、最後の住所茨城県かすみがうら市稲吉東二丁目一番一号

被相続人　亡　前野　竹男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都千代田区神田錦町一丁目一二番地第一アマイビル七階弁護士法人アーバンフォレスト

相続財産管理人　弁護士　坂本　昌史

第１期決算公告　平成23年４月25日

東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
丸の内ビルディング26階

ハーバーベスト・パートナーズ・ジャパン株式会社

代表取締役
フィリップ・エム・ビルデン

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,618,041
	固定資産	42,361,074
	合計	80,979,115
負債及び純資産の部	流動負債	64,030,959
	株主資本金	16,948,156
	資本剰余金	10,000,000
	利益剰余金	6,948,156
	その他利益剰余金	6,948,156
	（うち当期純利益）	(6,948,156)
	合計	80,979,115